

芦屋市小規模保育事業者 募集要項（案）

1 募集の概要

(1) 種別

- ① 小規模保育事業A型（定員：6人から19人）
- ② 小規模保育事業B型（定員：6人から19人）

(2) 募集地域及び募集数

山手圏域（山手中学校区）・精道圏域（精道中学校区）・潮見圏域（潮見中学校区）
各圏域1施設 計3施設

(3) 対象児童

保育の必要性の認定を受けた3歳未満児

(4) 施設

事業者が所有又は賃借物件

(5) 開所時期

平成27年4月1日

(6) 開所時間

1日11時間（午前7時～午後6時）を原則とし、本事業を利用する乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。

(7) 閉所可能日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 事業者の応募資格等

(1) 平成24年8月22日付で公布された子ども・子育て支援法等の関連3法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第1項により事業を実施する市町村又は同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを希望している者で、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財政内容が適正であること。
- ② 事業者（設置者が法人である場合は、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。
- ③ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業について知識又は経験を有すること。
- ④ 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 資金計画及び事業計画が適正であること。
- ⑥ 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- ⑦ 本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。
- ⑧ 事業者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人、その他「芦屋市暴力団排除条例」第2条第1項第3号に該当する法人でないこと。
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人、又は代表者がこれらの税金を滞納している法人でないこと。
- ⑩ 直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している法人でないこと（新設法人についてはこの限りではない）。
- ⑪ 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね

1 か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。

⑫ 賃貸物件により事業を実施する場合は、1年間の賃借料相当額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること。

(2) 応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外します。

① 本事業の募集要項に定める応募資格や条件に反する内容で応募した場合

② 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合

③ 申請書類に虚偽の記載があった場合

④ その他不正な行為があった場合

3 小規模保育施設の設置等に関する条件

(1) 事業者自らが所有又は賃借する物件において運営を行うこと。

(2) 実施施設は事業者（応募者）が確保するものとし、建物は事業者が平成26年度中に整備し、平成27年4月1日に確実に開所すること。

(3) 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能）を有すること。

(4) 保育室等の面積要件については、下記一覧表のとおりとする。

	A型 ・ B型
設備	0, 1歳児：乳児室又はほふく室 2歳児以上：保育室又は遊戯室 調理設備、便所 保育室等を2階もしくは3階に設ける場合の基準は下記(7)を参照
面積	乳児室・ほふく室：1人あたり3.3㎡以上 保育室又は遊戯室：1人あたり1.98㎡以上

(5) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(6) 実施施設の敷地内に、満2歳以上の幼児1人あたり3.3㎡以上の屋外の遊び場があるか、付近にそれに代わるべき空き地又は公園があること。

(7) 原則、保育室等が1階に設置されていること。やむを得ず保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、アからキのすべての要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一つに至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と小規模保育事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

① スプリンクラー設備その他これに類するもので、自動式のもので設けられていること。

② 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で施工されていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 保育室が調理室又は調理設備、便所と区画されていること。

(9) 児童の保健衛生上必要な採光及び換気等に十分に配慮された建物であること。

(10) 消火器（10型ABC粉末消火器以上の能力を有するもの）、誘導灯が設けられていること。

(11) 施設の収容人員（職員及び児童の受入れ最大人数）が20人以上となる場合には、非常警報器（警鐘・携帯用拡声器・手動式サイレン）又は非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン・放送

設備)が設けられていること。ただし、収容人員が20人未満の場合でも、施設の状況によって非常警報器具又は非常警報設備が必要な場合があるので、事前に消防本部予防課に図面を持参して確認すること。

- (12) 施設内のカーテン、敷物、建具等で、可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- (13) 地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなど、乳幼児の安全確保が配慮されていること。
- (14) 事業実施施設の延床面積が100㎡を超える場合、建築基準法に基づき、保育所への用途変更の届出をすること。事前に芦屋市建築指導課に用途変更が可能であるか図面を持参して確認をすること。
- (15) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合は、小規模保育事業を行う場所と明確に区別をすること。
- (16) 保育室の設備・改修にあたり、消防法、建築基準法、児童福祉法等関連法令及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守すること。

4 小規模保育施設の運営に関する条件

- (1) 保育対象は3歳未満児とする。また、0歳児と1、2歳児の定員を設けること。
- (2) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。
- (3) 保育士の配置は次のとおりとする。

	A型	B型
保育に従事する職員	保育士(※1)	保育士その他保育に従事する職員(※1, 2)
保育に従事する職員の人数(※3)	① 0歳児 3人につき1人 ② 1, 2歳児 5人につき1人 上記の合計数に1を加えた人数	

※1 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

※2 このうち半数以上は保育士とする。その他保育に従事する職員は、市長が行う研修を修了した者とし、経過措置として5年間は家庭的保育者又は家庭的保育補助者をその他保育に従事する職員とみなすことができる。

※3 人数の算定に当たっては、表中の①②の区分ごとに計算した人数(小数点第2位を切り捨て)の合計を算出し、小数点第1位を四捨五入すること。

- (4) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合は、小規模保育施設で乳幼児の保育に直接従事する職員については、他の施設の職員と兼ねることができない。
- (5) 小規模保育事業は原則11時間の開所時間の後、さらに延長保育(午後6時～午後7時)を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業とする。
- (6) 給食については、自園調理を行うこと。

なお、自園調理が困難な場合は、連携施設等*から搬入することができる。

※連携施設等・・・連携施設及び当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等。また、給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより子ども1人1人の状況に応じたものとする。

- (7) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また医療機関との連携を図ること。
- (8) 職員に対しては年1回、児童に対しては保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年2回健

康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。また給食事務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。

- (9) 利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者との交流を図り、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝え合える体制を整えること。
- (10) 保育士等の資質向上に向けて、研修を積極的に実施すること。
- (11) 保育料は、市が定めた保育料を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- (12) 原則として、市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用や行事に参加する費用等の徴収を行うものについては、事前に保護者に説明し、同意を得ること。
- (13) 保育内容の支援（集団保育、代替保育等）及び3歳以降の受入れを担う連携施設（民間の保育所・幼稚園・認定こども園）を確保すること。複数の連携施設との連携も可。なお、3歳以降の受皿については、平成27年4月1日までに設定が困難な場合は平成31年度末までのできる限り早期に設定すること。
- (14) 消火訓練及び避難訓練を少なくとも月に1回は実施すること。
- (15) 保育中における入所乳幼児の事故等に備えて損害賠償保険に加入すること。
- (16) 小規模保育事業の会計は、その他の事業の会計と区分すること。

5 その他の留意点(職員配置・設備基準及び運営上の留意点)

- (1) 職員配置について
 - ① 職員配置は常時2人（うち1人以上は常勤職員とする。）を下回ってはならない。
（常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員）
 - ② 自園調理を行う時は調理員を置く。
（連携施設等から搬入する場合は不要）
- (2) 施設・設備基準
 - ① 調理室の設置については、事前に芦屋健康福祉事務所と協議すること。
 - ② 調理設備は調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備があること。
 - ③ 既存施設を改修して床面積が100㎡を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。
- (3) 保育内容等
 - ① 保育内容については、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準じること。
 - ② 食事の提供については、利用する乳幼児に対して、昼食（主食・副食）及び間食を提供すること。離乳食やアレルギー食等を含め、一人ひとりの心身の状況に配慮した「食」の提供を行うこと。

6 選定の基準等

- (1) 事業者の選定
書類審査に加え、事業者にヒアリングを実施する。
- (2) 選定の基準
下記の項目に該当する事業者を優先的に選定する。
 - ア 保育ニーズの高い地域であること。
 - イ 種別がA型であること。
 - ウ 定員が15人以上であること。
 - エ 給食提供（自園調理）が可能であること。

オ 自園調理にあたっては、少なくとも1人は栄養士たる調理員又は調理師資格を有する調理員を配置されていること。

カ 保育室が1階に設けられていること。